

【Q&A】

<利用申込書関係>

項	Q	A
1	<p><b>利用者欄</b></p> <p>(1) 氏名・住所・職名・事務所のフリガナは空白のまま申し込んでも良いですか？</p> <p>(2) 利用申込書に追記する場合に訂正印は必要ですか？</p> <p>(3) 印鑑証明書及び住民票の氏名と申込書のそれに齟齬がある場合どうすれば良いですか？</p> <p>(4) 氏名カナが間違っている場合、訂正印を押して修正を書けば良いですか？</p> <p>(5) 住民票のアパート名が(アパート名)で表示されているが、利用申込書にも( )を付けた方が良いですか？</p> <p>(6) 住民票と印鑑証明書でマンション名があるなしの違いがある場合はどうすれば良いですか？</p> <p>(7) 戸籍の氏名は外字であるが、調査士名簿は外字でない場合の取扱はどうなりますか？</p> <p>(8) 住民票の住所は番地とアパート名の間に空白があるのに、利用申込書にはその空白がありません？空白を入れる必要はありますか？</p> <p>(9) ローマ字表記がおかしいのではないのでしょうか？例)私は大野だがローマ字表記が"ono"になっています。</p>	<p>結構です。</p> <p>追記の場合は必要ありません。</p> <p>印鑑証明書の氏名と違う場合は、利用申込書に2重線を引いて訂正印(実印)を押印の上、その上に印鑑証明書通りの正しい氏名をご記入ください。また、戸籍上の氏名と調査士名簿の氏名が違う場合は事項変更が必要になる場合があります。齟齬の内容にもよりますので、一度連合会にお問い合わせください。</p> <p>ご理解のとおり、修正方法は、訂正箇所( )に2重線を引いて訂正印(実印)を押印のうえ、その上に正しい氏名カナをご記入ください。</p> <p>( )はあってもなくてもどちらでも構いません。</p> <p>町名・番地以前までが同様の場合、住民票にマンション名があれば、印鑑証明書にマンション名が無くても結構です。</p> <p>氏名が外字の場合、電子証明書を作成する時にJIS第1、2水準の文字に置き換えますので、訂正していただくなくても結構です。また、氏名がJISその他に分類される文字の場合、パソコンの環境によっては表示できず文字化けが起こる場合がございます。その為、JISその他の文字が含まれる場合もJIS第1、2水準の文字に置き換えます。</p> <p>空白はあってもなくても構いません。</p> <p>ローマ字の表記はヘボン式になっております。下記のヘボン式ローマ字一覧にてご確認ください。  <a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/hebonshiki.pdf">http://www.chosashi.or.jp/repository/hebonshiki.pdf</a></p>
2	<p><b>所属欄</b></p> <p>(1) 電話番号は空白のまま申し込んで良いですか？</p>	<p>電話番号が空白の場合は、事務所の電話番号をご記入の上お申し込みください。</p>

(2) FAX番号は空白のまま申し込んで良いですか？	空白のまま結構です。
(3) 調査士登録番号とは何ですか？	所属する調査士会番号(2桁)＋会員番号(5桁)で構成される番号です。
(4) 申込書の所在地の番地が数字となっているが本来は漢数字である。この場合はどうすれば良いですか？また、訂正する場合はどのような場合でしょうか？	訂正せずそのままご提出頂いて構いません。 訂正が必要な場合については下記住民票住所及び事務所所在地の確認表にてご確認ください。 <a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/kakuninhyo.pdf">http://www.chosashi.or.jp/repository/kakuninhyo.pdf</a>
(5) 職名に記入がないが、職名とはなんですか？	調査士名簿に職名(旧性使用の場合等)及び日本名(外国人の場合等)を登録されている場合は、その名が職名欄に表示されます。
(6) 事務所の電話番号の記載がなく、新たに記入する場合、登録の事項変更該当するのでしょうか？	登録事項変更には該当しません。
(7) 事務所所在地を証明できる書類がありませんが、どうしたら良いですか？	連合会の調査士名簿と照合しますので、同名簿に登録されている所在地と合っているかをご確認ください。
(8) 利用申込書に記載されている事務所の電話番号が違うのですが修正しても良いですか？また、修正していい場合は事項変更が必要ですか？	訂正箇所に2重線を引いて、その上に正しい訂正印(ご利用者実印)を押印いただき、付近余白に電話番号を記入ください。なお、本件に関しては、事項変更の必要はありません。
3 その他	
(1) 利用申込書の返送期限はいつですか？	返送期限はありません。ちなみに、2006年12月9日から「日本土地家屋調査士会連合会認証サービス」の利用申込書の書式が下記※のとおり変更となりました。旧申込書の取扱いについては、平成19年6月末日をもって終了しております。ついては、2007年7月以降は旧申込書でのお申し込みは出来ませんのでご注意ください。 ※新旧申込書は文中の以下の内容が異なります。 旧申込書:平成16年10月14日法務省民一第28425号民事局長通達 新申込書:平成16年10月14日法務省民一第2842号民事局長通達
(2) 申込日を記入する必要はありますか？	任意項目となっておりますが、申込書を返送する日付をご記入いただければ幸いです。
(3) 利用申込書に記入する場合は、鉛筆でも可能ですか？	黒ボールペンでお願いします。
(4) 事項変更が終了していない状態で利用申込書を提出できますか？	事項変更後に利用申込ください。
(5) 返送は書留で送るのですか？(印鑑登録証明書が入りますが・・・)	返信用封筒をそのままポストに投函ください。
(6) 利用申込書を送付してから電子証明書が発行されるまでにどれくらいの期間を要するのかわかるか？	1ヶ月程度を目安とお考えください。
(7) 希望枠で申込む場合はどのようにすれば良いのですか？	<a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/wants.htm">http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/wants.htm</a> を参照してください。毎月末に締め切って、一斉に発送しておりますので少しお待ちいただく場合がございます。お急ぎの場合はその旨を、申込む際にご記入ください。

(8) 日本土地家屋調査士会連合会認証サービス利用規約(利用者同意書)を、印鑑を押印して送り返す必要はありますか？	利用申込書を返送いただくことで利用者同意書に同意したと見なしますので、返送いただく必要はありません。
(9) 支部の他の会員には利用申込書が送付されているのですが、私にはまだ届きません。どうしてでしょうか？ 今後、住所と事務所所在地が市町村合併する地域に住んでいます。	上記(7)の定期発行による申込書送付後に調査士名簿に登録されたケースなどの理由が考えられます。本件の場合は希望枠でお申込みいただければ、申込書を送付させていただきます。 事務所所在地はカードに格納される情報なので変更になった場合、カードを失効し再発行する必要があります。すぐにカードを使用する場合以外は市町村合併後にカードを取得していただく様おねがいします。
(10) ADR代理関係認定番号を取得予定だが、まだわかりません。取得してから申込みをした方が良いですか？	ADR代理関係認定番号を取得し、調査士名簿に登録してから申込をお願いします。
(11) 調査士業を廃業するのですが、どのような手続きが必要ですか？	<a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/">http://www.chosashi.or.jp/repository/</a> にある失効申請書をダウンロードし、署名・実印の押印等の上、連合会に送付ください。また、お手持ちのカードはご自身でハサミを入れて処分していただいて結構です。返却していただいた場合は、こちらで責任を持って処分致します。
(12) 利用申込書を紛失しました。	上記(7)の定期発行から返送がない先生方へ所属会順に、「土地家屋調査士電子証明書利用申込書返送のお願い」を郵送しています。それに同封されている再発送願を郵送・FAX・メールのいずれかの方法で、お送りください。 まだ「土地家屋調査士電子証明書利用申込書返送のお願い」が届いていない方は、希望者枠でお申込みください。希望者枠については上記(7)をご参照ください。
(13) ICカードを紛失しました。	一度カードを失効して、再発行する形になります。紛失に気付かれたら早急に失効する必要がありますので、 <a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/">http://www.chosashi.or.jp/repository/</a> にある失効申請書を印刷して頂き、ご署名、実印を押印等、頂きまして郵送して下さい。再発行については、失効通知を送付する際に新申込書と再発行に係る流れ、費用の支払い方法等を説明する資料を同封しますので、それらの資料に従い、お申込みください。
(14) 受領書とは何ですか？	ICカードを受取られたことを当認証局に通知するものです。署名・実印の押印及びICカードの登録番号を記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。
(15) 申込時に、添付するのは印鑑登録証明書だけでも良いですか？	申込書の住所欄と住民票を照合しますので、住民票と印鑑登録証明書の添付をお願いします。詳しくは申込書に同封されている「電子証明書利用申込書の確認及び申込方法(注意事項)」を参照ください。

<p>(16) ICカードを取得したが、どんな変更をした場合に失効になるのですか？</p>	<p>申込書項目名の前に※がある項目が変更になった場合です。          具体的には、①氏名(職名や日本名を調査士名簿に登録している場合はそれらを含みます)②所属調査士会③事務所所在地④調査士登録番号⑤ADR認定番号です。</p>
<p>(17) ICカードを取得後に事務所を移転するのですが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>そのICカードを失効して再発行する形になります。上記(13)を参照ください。</p>

<ICカードの使用関係>

項	Q	A
1	ICカード関係	
	<p>(1) ICカードをもらったが、まず何をすれば良いですか？</p>	<p>ICカードで署名するための準備事項として、下記①～③の作業方をお願いします。          ① ICカードドライバをインストールしてください。(下記(2)参照)          ② PDFプラグインをインストール・設定してください。(下記(3)参照)          ③ ICカードリーダーを購入してください。(下記(4)参照)また、ICカードリーダーのドライバもインストールしてください(不必要な場合を除く)。</p>
	<p>(2) ICカードドライバは何処にありますか？</p>	<p>日調連HP(<a href="http://www.chosashi.or.jp/">http://www.chosashi.or.jp/</a>)の会員の広場からダウンロードしてください。</p>
	<p>(3) 調査士電子証明書用PDFプラグインは何処にありますか？</p>	<p>日調連HP(<a href="http://www.chosashi.or.jp/">http://www.chosashi.or.jp/</a>)の会員の広場からダウンロードしてください。</p>
	<p>(4) ICカードリーダーは何処でどのようなものを購入すれば良いですか？</p>	<p>最寄りの量販店等でご購入ください。また、どのようなものかについては認証局HP(<a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm">http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm</a>)を参照ください。</p>
	<p>(5) ICカードチェックのソフトをインストールしてチェックしたところ、「環境設定を確認せよ」とのエラーメッセージがでたのですが・・・。</p>	<p>① 上記(1)の設定がちゃんと出来ているか確認してください。          ② お使いのPCがICカードR/Wをデバイスとして認識しているか、デバイスマネージャー等で確認してください。          ③ お使いのPCがICカードR/Wを「リーダーライタ選択(ICカードドライバをインストールした時に一緒にインストールされるツール)」ツール(リーダーライタ選択)で再度認識し直してください。</p>
	<p>(6) 法務省オンライン申請システム上で電子署名したときに「署名エラー」が出たのですが・・・。</p>	<p>上記(5)に加え、法務省HPで公開されている「ICカード切替ツール」がインストールされていて、同ツールに調査士ICカードが登録されているかを確認して下さい。</p>
	<p>(7) ICカードは、パスワードを何回ミスすれば使えなくなりますか？</p>	<p>15回です。この回数にはICカードチェックツールでのパスワード入力ミスも含まれますのでご注意ください。なお、パスワード入力成功すれば回数はリセットされます。</p>

(8) オンライン申請以外にもICカードを利用できますか？	オンライン申請以外にも、調査士が生業として作成する電磁的記録化した文書等(PDF等)に使用できます。
(9) PINコードはどこにありますか？	ICカードと同封されている「重要書類在中」と朱書されたPIN封筒の中に記入されています。
(10) PINコードを紛失したのですが、再発行していただけますか？	PINコードは電子署名法などの法制度に基づき、再発行することはできません。一度、失効して再度、カードを発行する形になります。

<オンライン登記申請使用関係>

項	Q	A
1	<p><b>オンライン登記申請</b></p> <p>(1) オンライン登記申請をするためには何を準備すれば良いですか？</p>	<p>日調連HP  <a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/10Manual/01manual.pdf">http://www.chosashi.or.jp/repository/10Manual/01manual.pdf</a>            にあるオンライン登記申請マニュアル「準備編」を参照ください。</p>
2	<p><b>ICカード検証ツール</b></p> <p>(1) 「エラーが発生しました。環境を確認して再実行して下さい。」とのメッセージが出るのですが・・・。</p>	<p>このエラーが出る原因は、次の2つが考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ICカードのドライバーが正しくインストールされていない。</li> <li>2 ICカードR/WがICカードを認識していない。</li> </ol> <p><b>【対策】</b>            次の事項を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICカードドライバは会員の広場の  <a href="http://www.chosashi.or.jp/members/docs/ninsyo/ICCardOption.exe">http://www.chosashi.or.jp/members/docs/ninsyo/ICCardOption.exe</a>からダウンロードしてありますか？</li> <li>○ ICカードドライバのインストール時にICカードR/Wの選択を1, 2回行うはずですが、正しく選択しましたか？もし、選択していない場合は、(XPの場合)「スタート」→「すべてのプログラム」→「ICカードドライバ(STD9用)」→「リーダライタ選択」にてお使いのリーダライタを選択し直してください。なお、本作業は、例えば違うICカード及びICカードR/Wをする場合も都度選択する必要がある場合があります。</li> <li>○ ICカードR/Wは、<a href="http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm">http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm</a>の一覧にあるものですか？</li> </ul>
3	<p><b>PDFプラグイン</b></p> <p>(1) 会員の広場で公開しているPDFプラグインと法務省HPが公開しているそれとは何が違うのですか？</p>	<p>両者の違いは、調査士ICカードに対応したものと公的個人認証に対応したものの違いです。法務省HPで公開しているのは公的個人認証用です。</p>

	<p>法務省オンライン申請システムで「ファイル読み込み(申請書を取り込んだ時)」時に、「申請書データの様式のバージョンが古いため使えません～」というエラーメッセージが出るのですが・・・。</p>	<p>法務省登記申請書作成支援システム(ソフト)を起動して、メインメニューの中の「情報」ボタンをクリックし、「バージョン情報タブ」の中にある、「新しいバージョンがリリースされているか調べる」ボタンをクリックして、最新の様式等をダウンロードして下さい。</p>
<p>4 <b>法務省オンライン申請システム</b></p>	<p>(1) 法務省オンライン申請システムで署名ができません。ちなみに、私は司法書士を兼業しており、司法書士のICカードでは署名できます。</p>	<p>結論から言うと、法務省公開のICカード切替ツールに、調査士ICカード用ドライバが登録されていないことに起因する問題である可能性が高いです。  ¥¥ルート(例:C)¥ProgramFiles¥CommonFiles¥e-gov_app¥load_path配下にある、default.datをワードパッドで開いて頂き、name=chousashiとなっているかを認確してください。(このパス等はデフォルトの場合です。)  もし、それ以外のnameであった場合は、法務省オンライン申請システムで署名することはできませんので、調査士電子証明書のドライバーが正しくインストールされていることをご確認ください、インストールされていない場合は、日調連HPの会員の広場からダウンロードして設定ください。  それでも解決しない場合は、一度、司法書士及び調査士の電子証明書ドライバを削除し、次の順番で設定等ください。  ①調査士証明書のドライバのインストール→②ICカード切替ツールに調査士電子証明書を登録→③司法書士証明書のドライバーをインストール→④ICカード切替ツールに司法書士電子証明書を登録</p>







